

2001年1月11日
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

厚木飛行場周辺航空機騒音対策調査に当たり住民基本台帳の個人情報を外部提供することについて(答申)

2000年(平成12年)12月27日付けで諮問された、厚木飛行場周辺航空機騒音対策調査に当たり住民基本台帳の個人情報を外部提供することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

(1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、住民基本台帳の個人情報を外部提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 外部提供する必要性について

ア 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方自治体の行政の合理化に資することを目的としている。

また、市町村の長は登録申請があったときは、当該申請人について、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主の氏名、世帯主との続柄、本籍地、住民となった日、住所を定めた日、届出の年月日、従前の住所、選挙人名簿登録有

無、国民健康保険の資格に関する事項、国民年金の資格に関する事項、児童手当の受給に関する事項、米穀の配給に関する事項等の事項を住民票に登録し、備えなければならない。

イ この調査は、横浜防衛施設局が統計法に基づきアンケートによる調査を行いデータの管理、分析を行うというもので、航空機騒音が生活環境等に及ぼしている影響、航空機騒音に対する住民意識を把握し、今後の施策の展開に役立てるために、住民基本台帳の個人情報の外部提供について依頼があった。

ウ 外部提供する個人情報の範囲は、住民基本台帳の住所及び氏名であり、厚木飛行場周辺航空機騒音対策調査を行うことは、航空機騒音実態を明らかにし、国の新たな施策の展開が期待でき、市町村へも施策が反映されることから、住民基本台帳の個人情報を外部提供する必要性がある。

エ 当該アンケート調査を実施するに当たり、該当する1272人に対し通知をするものとする。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供の必要性について

厚木飛行場周辺の航空機騒音問題に関して、住民にアンケート調査を行うことにより、航空機騒音の実態や生活環境に及ぼしている影響等を調査し、把握することは、国の新たな施策の展開が期待でき、市町村へも施策が反映されることとなるため、住民の福利の向上を図るうえで、住民基本台帳の個人情報を外部提供する必要性は認められる。

以 上